

事務連絡
令和7年5月23日

地区及び職域薬剤師会 担当者 各位

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会を通じて厚生労働省から通知がありましたので、貴会
会員への周知をお願いいたします。



日 薬 業 発 第 53 号
令 和 7 年 5 月 21 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会 長 印 省 略)

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局長より別添のとおり通知がありましたので
お知らせいたします。

本通知は、令和7年厚生労働省令第60号（令和7年5月16日）をもって、
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第
十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を
定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）が改正されたことに関するもの
です。

本省令の施行期日は公布日から起算して10日を経過した日（令和7年5月26
日）となっておりますので、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

医 薬 発 0 5 1 6 第 9 号
令 和 7 年 5 月 1 6 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年
法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器
等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指
定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年
厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途
を定める省令の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第60号)が公布されたこ
とに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しの
とおり通知しましたので、御了知の上、貴会会員への周知をお願い申し上げます。



医 薬 発 0 5 1 6 第 7 号
令 和 7 年 5 月 1 6 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第60号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる1物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

エチル＝1－(1－フェニルエチル)－1*H*－イミダゾール－5－カルボキシレート

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質を含有する物(元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和7年5月 16 日)から起算して 10 日を経過した日(令和7年5月 26 日)から施行する。

指定薬物を指定する省令が公布されました

令和 7 年 5 月 16 日に指定薬物として新たに 1 物質を指定する省令（※ 1）が公布され、令和 7 年 5 月 26 日に施行されます。

今回指定された 1 物質（※ 2）は、本年 5 月 15 日の薬事審議会指定薬物部会において指定薬物とすることが適当とされた物質です。

施行後は、この物質とこの物質を含む製品の製造、輸入、販売、所持、使用等が原則禁止されます。

※1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 60 号）

※2 新たに指定薬物に指定された物質

〔物質 1〕 省令名：エチル＝1－（1－フェニルエチル）－1 *H*－イミダゾール－5－カ

ルボキシラート

通称等：エトミデート（Etomidate）

令和7年5月1日

医薬局 監視指導・麻薬対策課

課長補佐：藤井哲朗（内線2779）

課長補佐：天保 怜（内線2795）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2436

国内未承認の医薬品成分エトミデートを含有する製品に対する注意喚起について

本日、別添のとおり、沖縄県、沖縄県警察本部等より、沖縄県内において、エトミデート(※)を含有する製品の乱用事例が確認されている旨の発表がされています。

(※)エトミデート

エチル＝1－(1－フェニルエチル)－1H－イミダゾール－5－カルボキシラート

海外では鎮静剤や麻酔導入薬等として使用されている医薬品成分。国内では未承認。

当該成分を含む製品を摂取すると健康被害が起こるおそれがあるため、購入や摂取をしないように注意してください。また、摂取している場合は直ちに使用を中止し、健康被害が疑われる場合は速やかに医療機関を受診するとともに、最寄りの保健所に御連絡ください。

なお、人が吸入等により摂取する製品において医薬品成分を含むものは医薬品とみなされ、厚生労働大臣の承認を受けずに製品販売することは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で禁止されています。

 [別添\[208KB\]](#) 



▶ PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。